

平成27年度とちぎ健康福祉協会事業計画

I 基本方針

とちぎ健康福祉協会は、国、県及び市町の福祉施策を踏まえ、協会が経営する施設の事業実施体制を充実させ、各サービスを確実に提供するとともに、より一層効率的、効果的な運営により、自主自立経営の確立を図る。

各社会福祉事業の実施に当たっては、事業者として長年培ってきた知識と技術を生かし、専門的で質の高い福祉サービスを提供し、より高い信頼性の確保に努める。

また、高齢社会において益々重要性が増している高齢者の生きがいづくり及び幅広い県民の健康づくりを支援する事業を一体的に行うとともに、福祉事業従事者の専門的研修事業の一翼を担い、心豊かな福祉社会の実現に貢献するため、次の事項を重点的に推進する。

- 1 とちぎ健康福祉協会基本計画（二期計画）を着実に推進し、自主・自立経営の確立を図る。
- 2 「桜ふれあいの郷・清風園の施設建替整備基本構想」における施設の建替整備計画に基づき、清風園においては、第2期工事の居住棟新築工事を実施し、桜ふれあいの郷においては、移転整備候補地の取得、敷地の造成設計、建物の基本設計等の移転整備に向けた取組を推進する。
- 3 施設の運営に当たっては、利用者の様々なニーズに柔軟かつ適切に対応した利用者主体のサービス提供を推進する。
 - (1) 障害者支援施設においては、従来果たしてきた役割を踏まえ、障害者総合支援法に基づく事業を適正に実施するとともに、各市町や他施設との連携を図りながら利用者の地域移行と就労を促進し、併せて地域で生活する障害者の相談支援の充実強化を図る。
 - (2) 各福祉施設においては、経営管理体制の充実を図るとともに苦情解決の手法の適切な運用により、サービスの質の向上を図る。
 - (3) 指定管理者制度対象施設においては、公の施設としての役割を踏まえつつ、さらなる利用促進と管理運営の質的向上、効率化を図る。
- 4 利用者の安全・安心を確保するため、職員一人ひとりが利用者の人権を尊重し、法令を遵守するとともに、職員に対する教育・相談・指導等の体制を構築し、権利擁護の意識を高める。
- 5 利用しやすい親しみのある施設づくりを目指し、利用者の健康と安全を確保するため衛生管理や防火管理を徹底する。また、大規模災害が発生した場合の本部及び各施設等の連携のあり方等を検討し、災害時の支援体制の充実を図る。
- 6 施設及び事業の透明性と信頼性を高めるため、福祉サービス第三者評価の受審、外部監査、情報公開の推進に努めるとともに、個人情報 の適正な管理体制を徹底する。
- 7 将来の組織運営を見据え、計画的な人材確保と育成を図るとともに、職員にとって誇りと働

きがいのある職場の創出に努める。

- 8 社会福祉法人としての公益性や社会的使命を踏まえ、社会貢献活動に積極的に取り組む。

II 事業運営

1 管理部

(1) 総務課

協会本部としての総合的企画調整機能及び経営管理体制の充実強化を図り、各施設等と連携し、協会の自主自立経営の確立を図るため、協会基本計画に基づく次の項目を推進する。

ア 中長期的な資金収支計画の策定、財産の適正運用など財務管理の充実を図り、財政基盤の確立に努める。

イ 社会福祉法人新会計基準の適正な運用及び管理を行うとともに、外部専門機関による相談・指導及び監査等の充実を図り、適正な法人会計処理を推進する。

ウ 施設の建替整備計画に基づき、清風園においては、第2期工事の居住棟新築工事を実施する。工事の実施に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。

桜ふれあいの郷においては、移転整備候補地の取得、敷地の造成設計、建物の基本設計等の移転整備に向けた取組を推進する。

エ 計画的な採用により人材の確保を図り、各課・事業等における適正な人員配置を行うとともに、研修体系の充実により人材の効果的な育成・活用に努める。

オ 活力ある組織（職場）づくりと職場環境の整備

(ア) 職員研修の充実

- 階層別研修
- 実務研修
- 特別研修
- 職場研修
- 自己啓発研修

(イ) 労働安全衛生

- メンタルヘルス事業の充実

(ウ) 福利厚生

- 定期健康診断の実施等

(エ) その他

- 広報活動の推進
情報公開の推進、機関紙の発行、各施設・事業等の広報
- 個人情報の適正管理
- 助成金、補助金制度の効果的な活用

- 社会貢献活動の検討

(2) 支援業務課

とちぎりハビリテーションセンター駒生園の利用者支援に係る業務を受託し、次の項目を推進する。

- ア 利用者個々の能力やニーズに沿った質の高いサービスの提供を行う。
- イ 利用者の自立と社会参加を促進するため、適切な個別支援計画の作成を行う。
- ウ 利用者の個別支援計画に基づく日常生活上の支援、機能訓練、生活訓練、健康管理等を通し、日常生活動作と社会性の向上を図る。
- エ 利用者及び家族等に対する相談支援を行う。
- オ その他、施設の運営方針に付随する業務を行う。

(3) わかくさ 母子生活支援施設

入所定員 20世帯

種々の事情で地域での生活に困窮する母子を支援するとともに、関係機関との緊密な連携のもと、社会的自立を促進する。

また、広域の利用希望者を積極的に受け入れ、DV被害、児童虐待、障害など課題を抱える世帯に対し、母子の関係性に着目した子育て支援・生活支援・就労支援を行うとともに、子どもの貧困対策の推進を含めた総合的な自立支援を行う。

ア 母親の自立促進

(ア) 日常生活の支援及び相談支援の実施

- 日常生活の支援
- 食育の促進
- 孤立化の防止と心身の健康管理を含めた相談支援の充実

(イ) 経済的自立の促進

- 就労支援の実施
- 職業訓練等による資格取得の促進
- 就労意欲の向上と生活習慣の確立（内職の斡旋）
- 保育体制の充実
- 雇用促進連絡会議の開催

(ウ) 関係機関との連携

- ひとり親家庭福祉連合会、職業安定所等関係機関との連携強化
- 福祉事務所との連絡会議の開催

イ 児童の健全育成

(ア) 学習支援の充実

- 学習の習慣化、学習意欲の向上を支援

(英会話体験・書道教室)

- 学習環境の整備

(イ) 多様な体験活動機会の提供

- 自尊心の形成、自己肯定感の向上を支援

(調理体験・木工教室・動物とのふれあい・宿泊体験)

(ウ) 学校等関係機関との連携強化

ウ DV被害、虐待被害からの回復

(ア) 心理療法担当職員によるカウンセリング、遊戯療法等の心理療法の実施

(イ) 個別対応職員によるマンツーマンでの手厚い支援を提供

(ウ) 常直体制による夜間の利用者の安全確保及び警察への連絡体制の強化

エ 退所した母子に対する支援の継続とアフターケア

(ア) 退所後、安心した生活を送れるよう関係機関とのネットワーク形成の支援

(イ) 退所した母子に対する、相談体制の周知及び拡充

(ウ) 必要に応じた同行等の支援や施設行事等への参加の周知

オ 施設機能の活用

(ア) 一時保護委託事業の実施

(イ) 緊急一時利用事業の実施

(ウ) 広域入所者の積極的受入

- 貸出用生活用品の整備

- 県外福祉事務所との連携の強化

カ 施設の社会化の推進

(ア) ボランティア及び施設体験研修の積極的な受入

(イ) 地域交流の促進

- 各種行事への地域住民等の招待（納涼大会等）

キ 衛生管理、防災の徹底

(ア) 衛生・健康管理の周知、徹底

- 定期健康診断、各種検査の受診及び衛生教育の実施

(イ) 防災管理の徹底

- 防災訓練（月1回、総合防災訓練は年1回）

- 交通安全教育の実施

- 施設内及び居室の防災のための環境整備の実施

ク その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質の向上

- 業務に応じた各種研修会への派遣及び職場研修（OJT）の推進
- 基幹的職員を中心としたチーム支援の実施
- 母子生活支援施設運営指針に基づく処遇技術マニュアルの作成

(イ) 苦情解決体制の充実

利用者に対して苦情解決の仕組みを周知し、第三者委員への適切な対応を図るとともに、苦情内容及び解決結果について定期的に公表する。

(ウ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生じないよう適正な管理に努める。

(4) 桜ふれあいの郷

障害児入所施設
障害者支援施設
障がい者支援センターふれあい

利用定員

障害児入所施設 30名

生活支援施設 160名 生活介護 150名 自立訓練 10名 施設入所支援 150名

就労支援施設 80名 生活介護 20名 就労継続支援B型 60名

施設入所支援 40名

利用者の自己選択と自己決定が図られるよう、その意思及び人格を尊重するとともに、利用者個々の能力に応じた自立と社会経済活動への参加を促進するため、質の高い障害福祉サービスの提供に努める。

また、利用者の心身の状態や地域生活への意欲等を勘案しながら、グループホーム等地域生活への移行を進める。

さらに、「障がい者支援センターふれあい」を、地域で生活する障害児・者及びその家族に対する支援の拠点とし、総合的な福祉サービス事業を推進する。

利用者の住環境の整備については、老朽化した施設の耐震化や居住環境の向上を図り、利用者ニーズに応えられるサービス提供の実現を目指し、「桜ふれあいの郷・清風園の施設建替基本構想」に基づき移転整備に向けた取組を進める。

ア 障害児入所施設

年齢や発達段階に応じたサービスを提供し、健康の維持増進及び情緒の安定を図るとともに、交流等の機会を確保し、家族との絆を深める。

また、施設の建替整備計画を踏まえ、児者併設型の施設整備に向け、児童相談所等の関係機関との連携や施設内調整等を進める。

イ 生活支援施設

(ア) 生活介護

常時介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援を行うとともに、障害の特性に応じた活動を通して生活能力の維持・向上を図る。

(イ) 自立訓練

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行い、生活能力の維持・向上を図る。

(ウ) 施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

ウ 就労支援施設

(ア) 生活介護

日常生活で介護が必要な利用者に対し、食事、入浴、排せつ等の支援を行うとともに、個々の能力に応じた日中活動や創作的活動機会の提供を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(イ) 就労継続支援B型

一般就労が困難な利用者に対し、施設内において就労の場を提供するとともに、必要な知識・能力の習得を支援する。

また、関係機関と連携し、作業内容の見直しや生産能力の向上、販路拡大等に取り組み、受注能力を高め利用者の工賃向上を目指す。

(ウ) 施設入所支援

夜間における食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援及び基本的日常生活動作に係る支援を行う。

エ 短期入所事業

短期間の入所を必要とする障害児・者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護を提供することにより、障害児・者とその家族を支援する。

- 利用定員 児童施設 1名 生活支援施設 4名 就労支援施設 2名

オ 共同生活援助事業（グループホーム）

共同生活援助事業所ふれあいの入居者に対し、日常生活の援助や相談支援を行うことにより、安定した地域生活が営めるよう支援する。

- 所在地 さくら市 9か所
- 入居定員 53名

カ 職場適応援助者事業（ジョブコーチ）

障害者と事業主及び当該障害者の家族に対し、職場適応に関する支援を実施することで、雇用及び就労の安定を図る。

キ 交流支援事業

地域で生活する障害者に対し、様々な交流活動の機会を提供し生活の質的向上を図る。

ク 障害者就業・生活支援センター（委託事業）

就業及び日常生活の支援を必要とする障害者に対し、雇用及び福祉等の関係機関と連携を図り必要な指導・助言等の支援を行うとともに、事業主に対し、就職後の雇用管理に係る助言等を行うことにより、職業生活の安定と障害者の雇用の促進・定着を図る。

（活動圏域：県北障害保健福祉圏域）

ケ 地域生活支援事業

在宅の障害児・者とその家族に対し、施設の短期間の利用や自立支援・療育相談等を行うことによりセーフティネットとしての役割を担い、在宅の障害児・者とその家族の福祉の向上を図る。

(ア) 障害者相談支援事業

a さくら市及び周辺市町に居住する障害児・者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、県・市町の各行政、福祉サービス事業者、医療機関等との連携調整を行うことにより、地域における障害児・者等の生活を支援する。

（さくら市委託事業）

b 障害児・者やその家族の置かれている環境、意向その他の事情を勘案し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、障害福祉サービス等の利用計画を作成する。（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）

c 入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって支援を要する障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じるとともに、居宅において生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じる緊急事態の対応等地域生活を継続していくための支援を行う。（指定一般相談支援事業）

(イ) 日中一時支援事業

在宅の障害児・者に日中における活動の場を提供するとともに、見守りや社会に適応するための日常的な支援を行い、その家族の就労及び介護者の一時的な休息に資する。

◦ 利用定員 15名（桜ふれあいの郷）

◦ 利用定員 1名（支援センターふれあい）

(ウ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児・者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域

における自立生活及び社会参加を促進する。

コ 福祉サロン事業

共同生活住居利用者、地域の障害児・者やその家族、地域住民を対象に、情報の提供や様々な人達との交流を通して、学び、楽しむことができる場として活用する。

サ 障がい者支援センターふれあい

上記オからコまでの事業を障がい者支援センターふれあいの事業として主体的に行うとともに、地域福祉サービスの拠点事業所としての機能強化に努める。

シ 施設の社会化の推進

(ア) 施設体験研修事業

- 対象者 小学生、中学生、高校生、社会人、関係機関等

(イ) 地域交流

- 各種行事への地域住民等の招待・参加
- 施設設備の地域開放（体育館、運動場等）
- ボランティア等の積極的な受入
- 地域行事等への参加

ス 衛生管理、防災管理の徹底

(ア) 衛生・健康管理の徹底

協力医療機関等と連携し、利用者個々の健康状態を常に把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療及び状態管理を徹底し、利用者の健康の維持増進に努める。

- 嘱託医の委嘱、疾病の予防（定期健康診断、各種検査、日常の観察、施設内消毒等）、疾病及びけが等の状態管理（状態変化の的確な観察及び処置対応）
- 機能訓練を実施し、身体機能の維持に努める。
- 口腔ケアを実施し、口腔機能の維持・向上に努める。

(イ) 防災管理の徹底

消防法及び施設の消防計画に基づき利用者の安全確保を図るとともに、利用者及び職員の安全に対する意識強化に努める。

- 避難訓練 月1回、総合防災訓練 年2回、施設設備等の点検

セ 食事の充実

利用者の身体状況、喫食状況、嗜好等を考慮しながら、医師からの療養食の指示等をもとに栄養ケアマネジメントを実施し、栄養健康状態の維持や食生活の質の向上に努める。

また、豊かな食生活を実現するため、季節感のある食事を提供する。

ソ 建替整備

施設の建替整備計画に基づき、移転整備候補地の取得・敷地の造成設計、建物の基本設計等の移転整備に向けた取組を推進する。

タ その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質向上

職員としての専門性、倫理感をより向上させるとともに、職場における自己啓発、相互啓発の推進を図り、良質なサービスを提供できる人材の育成に努める。

○ 職場研修の充実

研修体系を「職種に応じた研修」「職員の階層に応じた研修」「運営に必要な研修」の3点に大別し、外部講師及び内部職員を活用した講義を行うとともに、新任職員等に対して、OJTを実施するなど、日常的な研修体制の強化を通して、支援技術等の向上を図る。

○ 各種研修会への派遣等

○ 各種資格取得研修の推進

(イ) リスクマネジメントの徹底

障害児・者の安全確保を最優先とし、利用者支援におけるリスクマネジメント実施要領及び危機管理マニュアルに基づき、リスクの早期発見、改善に努め事故等の未然防止を図る。

(ウ) 虐待防止の徹底

人権意識の向上や法令遵守、虐待防止の重要性を職員一人ひとりが認識するとともに、専門的知識、技術の向上に取り組む。

また、研修の実施や倫理綱領・マニュアル等の見直しを通して、事業者として安全・安心な質の高い支援を提供する。

(エ) 情報提供等の推進

ホームページ等により障害児・者や家族等に、福祉サービスの内容等に関する情報を提供することにより、事業運営の透明性の確保に努める。

(オ) 苦情解決体制の充実

施設が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するため、必要に応じて第三者委員を含めた苦情解決委員会を開催し、その内容及び解決結果を定期的に公表するなど、障害児・者の安全、安心な支援に努める。

(カ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生じないよう適正な管理に努める。

(キ) 成年後見制度の活用

保護者等の協力が得られない利用者については、成年後見制度の活用を推進し、財産管理や身上監護に不利益が生じないように努める。

(ク) 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を受審し、専門的かつ客観的な立場から評価を受けることにより、サービスの質の向上を図り、事業者としての信頼の確保に努める。

(5) 清風園 障害者支援施設

利用定員

生活支援施設 53名 生活介護 53名 施設入所支援 50名

就労支援施設 65名 生活介護 45名 就労継続支援B型 20名

施設入所支援 50名

障害者の権利を擁護し、自己選択や自己決定の意思を尊重しながら、必要とされる福祉サービスの提供に努め、自立と社会参加を積極的に支援することで、障害者の自己実現を図っていく。

また、地域拠点施設として、関係機関と連携し地域の様々な障害者ニーズに応じた支援及び地域福祉への貢献を実施していく。地域生活支援については、障がい者支援センターふれあいと連携し、地域で生活する利用者が地域生活を継続できるよう支援するとともに、グループホーム等の空室情報の把握に努め、利用者の心身の状態や希望に応じスムーズな地域生活移行を支援する。

さらに、施設の建替整備計画に基づき、第2期工事の居住棟新築工事を実施する。

ア 生活支援施設

(ア) 生活介護

常時介護が必要な利用者に対し、食事、入浴及び排せつ等の介護並びに日常生活上の支援を行うとともに、生活能力を維持しながら、健康で安全かつ充実した生活を提供するため、利用者個々に応じた創作活動、機能訓練及び余暇支援等を実施する。

(イ) 施設入所支援

夜間における食事、排せつ及び睡眠等の必要な介護や日常生活上の相談支援等を実施する。

イ 就労支援施設

(ア) 生活介護

利用者に対し、日常生活上の支援及び日常生活動作の確立に向けた支援を実施するとともに、利用者個々に応じた創作活動及び生産活動を実施する。

(イ) 就労継続支援B型

一般企業への雇用に結びつかない利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を実施する。実施に当たり、作業効率の向上や自主製品の充実等により工賃向上を図る。

(ウ) 施設入所支援

夜間における食事、排せつ及び睡眠等の必要な介護や日常生活上及び地域生活移行上の相談支援等を実施する。

ウ 短期入所事業

地域社会において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行い、在宅の障害児・者及びその家族の福祉の向上を図る。

- 利用定員 生活支援施設 5名 就労支援施設 2名

エ 文化活動等の推進

レクリエーション活動、創作活動、クラブ活動や自治会活動を通じて、健康で明るく潤いのある生活の推進に努める。

オ 地域生活支援事業の推進

在宅の障害児・者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援に資するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るために日中一時支援事業を行い、併せて障害児・者の社会適応訓練等の支援を行う。

- 利用定員 生活支援施設 5名 就労支援施設 2名

カ 施設の社会化の推進

(ア) 地域福祉への貢献

ボランティア及び体験研修の積極的な受け入れや近隣学校等における介助技術等の福祉体験講習を実施し、地域福祉の向上に努める。

キ 衛生管理、防災管理の徹底

(ア) 衛生、健康管理

利用者の高齢化、障害の重度化に着目した日常の健康観察を行うとともに、嘱託医や医療機関と緊密な連携を図りながら疾病予防と再発防止に努める。

施設において、日々清潔で過ごしやすい衛生的な環境づくりに努めるとともに、職員及び利用者に対する感染症対策の教育や特定者を対象とした経管栄養の実施のための研修並びに口腔ケア研修等を実施し、安全で質の高い医療的ケアを提供する。

(イ) 防災管理の徹底

建物及び消防用設備等の点検・整備、職員等に対する防災教育の実施、消火・通報・避難誘導等の訓練を実施し、火災、地震その他の災害に迅速に対応できるよう努める。

- 防災教育の実施（4月、10月）
- 避難訓練（月1回）
- 総合防災訓練（9月、3月：大規模地震想定防災総合訓練、応急救護訓練）

ク 食事の充実

利用者個々の障害や疾病の状況に応じた栄養管理に努め、季節感あふれ、彩り豊かで、家庭的な温かみのある食事を提供する。また、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、アレルギーがある利用者への的確な対応を図り、より安全で安心な食事の提供に努める。

ケ 建替整備

施設の建替整備計画に基づき、第2期工事の居住棟新築工事を実施する。

なお、建替工事中は利用者の安全を最優先に考慮し、工事エリアを明確に区分するとともに、工事期間中の騒音、振動などを最小限にするなど、利用者の不便をできるだけ解消していく。

また、利用者家族に工事の進捗状況等を随時報告するとともに、家族会と連携した家族との交流事業も継続して実施する。

コ その他の管理運営の充実

(ア) 職員の資質の向上

各種研修会へ職員を派遣するとともに、職場における初任者研修、全体研修、実務研修及び伝達研修を実施する。また、階層別研修として、特に主任職以上の課題研修と有期契約職員のレポート研修を充実するとともに、ブラザーシスター制の取組を行い、さらなる資質の向上を図る。

(イ) リスクマネジメントの徹底

インシデント・アクシデント報告に基づき、リスクの早期発見、改善に努め、事故の未然防止を図る。

(ウ) 虐待防止の徹底

人権意識の向上や法令遵守、虐待防止の重要性を職員一人ひとりが認識するとともに、専門的知識の獲得、技術向上に取り組む。また、研修の実施や倫理綱領・マニュアル等の見直しを進め、事業者として安全・安心で質の高い支援を提供する。

(エ) 情報の提供等の推進

ホームページ等により利用者や家族に福祉サービスの内容等に関する情報を提供することにより、事業運営の透明性の確保に努める。

(オ) 苦情解決体制の充実

苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員の体制により、「苦情が言いやすい環境づくり」に取り組み、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、その内容及び解決結果を定期的に公表することにより、利用者の保護及びサービスの質の向上に努める。

(カ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生

じないよう万全の体制のもと適正な管理に努める。

(キ) 福祉サービス第三者評価事業の受審

福祉サービス第三者評価を受審し、専門的かつ客観的な立場から評価を受けることにより、サービスの質の向上を図り、事業者としての信頼の確保に努める。

(6) 宝木保育園 保育所

入所定員 160名

宝木保育園の基本方針と保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益を考え、心身の健やかな成長を援助するための多様な保育サービスを提供していくほか、地域の子育て拠点として、相談窓口の設置、交流保育及びボランティア受入を継続して実施し、地域に開かれた保育所を目指す。

「子ども・子育て支援新制度」の施行に対しては、新制度に適切に対応するとともに、保育課程を見直し、幼児期の保育及び教育の充実を図る。

また、各研修会等に参加することで、職員の資質向上を図り、保育の質の向上につなげていくほか、潜在保育士に対する体験保育を実施する。

ア 保育及び教育内容の充実

従来の保育内容に加え、リトミック・英語・運動を中心とした保育及び教育の充実を図るほか、多様な保育需要に対応できるよう次の保育サービスを実施する。

(ア) 延長保育

(イ) 一時保育（自主事業）

(ウ) 休日保育

(エ) 発達支援児保育

イ 施設の社会化の推進

子どもたちが家族や友だち以外の人と関わることで、豊かな社会性を培えるよう、ボランティアや体験学習の受け入れを積極的に行うとともに、学校や関係機関と連携を図りながら多様な交流機会を設ける。また、地域子育て支援拠点事業に当たっては、子育てに関する情報発信や子育て中の母親の交流の場として、さらに子育て相談等の受け皿として、その役割を深めていく。

(ア) 交流保育

- 世代間交流
- 異年齢児との交流
- 県立聾学校幼稚部との交流
- 幼保小連携事業による近隣小学校との交流
- 地域に住むお年寄りとの交流

(イ) 地域子育て支援拠点事業

- 子育てサロン宝木
- 子育てに関する専門相談

(ウ) その他の事業

- 地域からの招待による行事への参加や交流
- ボランティアや実習生の積極的な受入
- 保護者、中・高校生を対象とした体験保育の実施
- 保育士復職支援への取組
- 施設設備の開放
- 園内文庫の貸出（毎週金曜日）

ウ 給食の充実及び食育の推進

子どもの発達状態に応じた栄養の摂取に配慮し、給食を通して食習慣を培うほか、アレルギー疾患や体調に応じた食事の提供を行う。

また、野菜の栽培や収穫体験により食事や食材等への興味、関心を引き出すことに加え、食育だよりの発行により保護者に対しても食育に関する情報を提供する。

エ 衛生管理、防災管理の徹底

(ア) 衛生管理の徹底

- 嘱託医の委嘱、定期健康診断、各種検査、登園時健康観察の実施等
- 衛生的な給食調理環境及び調理作業の確保
- 保健だよりの発行

(イ) 防災管理の徹底

- 防災、防犯訓練の実施
(避難訓練 月1回、総合防災訓練 年1回、不審者想定訓練 年2回)
- 交通安全教室、防犯教室の実施
- 施設設備の安全点検等の実施

オ その他管理運営の充実

(ア) 夜間警備の実施

(イ) 職員の資質及び保育サービスの向上

- 保育サービスにおける自己評価
- 職場研修の推進、各研修会への派遣等

(ウ) リスクマネジメント体制の充実

児童の活動に応じた環境整備を図るとともに、リスクの早期発見、改善に努め事故の未然防止を図る。

(エ) 情報提供の推進

施設の基本的情報や保育サービスの内容等に関する情報をホームページで提供し、保育園運営の透明性の確保に努める。

(オ) 苦情解決体制の充実

利用者に対して苦情解決の仕組みを周知し、第三者委員への適切な対応を図る。
苦情件数及び解決結果について定期的に公表する。

(カ) 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報については、個人情報保護法などの関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生じないよう適正な管理に努める。

(キ) 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を受審し、専門的かつ客観的な立場から評価を受けることによりサービスの質の向上を図り、児童福祉施設としての信頼の確保に努める。

(7) 栃木県障害者保養センター那珂川苑 **身体障害者福祉センター**
(障害者更生センター)

利用定員 80名

障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、レクリエーション等を通して相互のふれあいと親睦を深めるとともに、バリアフリーの施設として専門的で質の高いサービスを提供し、障害者の健康増進と社会参加の促進を図れるよう、指定管理者として次により事業を推進する。

ア ホスピタリティの向上

(ア) 接客技術の向上

職員間における意識の啓発、知識の相互交換及び情報共有に努めるとともに、職場内研修や外部講師による接客マナーの研修を行い、接客技術の習得・向上に努める。また、自ら提供しているサービスを自己点検するために自己評価を行い、資質の向上に努める。

(イ) 送迎サービスの実施

県内及び首都圏を含む近県の片道3時間程度を送迎範囲として、リフト付き車両による無料送迎を実施する。また、JR利用者の利便を考慮し、要望に応じ最寄の駅への送迎を実施し、利用者の利便性の向上を図る。

(ウ) 各種イベントの開催

障害者保養センターとしての特色と那珂川町の地元色を出したイベントを開催し、利用者及び周辺地域住民に楽しみを提供するとともに当苑の周知を図る。

- 県民の日記念事業
- 那珂川苑&グリーンヒルふれあい祭
- 那珂川苑芸術祭

- 障害者週間記念事業
- お楽しみ演芸会
- 小砂焼絵付け体験
- ソバ打ち体験
- 日曜朝市
- 季節の行事

(エ) 快適な利用環境の整備

館内外の清潔な環境と美化の保持に努めるとともに、魅力的な利用環境の整備充実を図る。

- 作品展示（那珂川苑ギャラリー）
- 生け花の展示
- 売店コーナーの充実
- 図書コーナーの充実
- 貸出用パソコンの設置
- 温泉トラフグの常設展示
- 二次会場の充実

(オ) 利用者の満足度向上

利用者の意見や要望等に対し、解決法を検討し、その対応策・改善策について掲示板等で公表し、利用者の満足度向上を図る。

イ 誘客対策の推進

(ア) ホームページの活用

障害者に利用しやすい施設としての特徴をはじめ、空室状況、観光スポット・イベント・送迎サービスの実施などの情報を提供していく。

(イ) インターネット予約

利用促進に向けた対策の一環として、電話による予約の受付と併せてインターネットによる予約を拡充し、利用者の利便性の向上を図る。

(ウ) 訪問活動の実施

県内及び首都圏を含む近県の各市町村の福祉行政機関・社会福祉協議会・福祉団体・病院などを訪問し、利用促進を図る。

(エ) 関係団体のイベントでの広報

地元の団体や協会及び県、シルバー大学校のイベントと連携した広報活動を実施する。

(オ) ダイレクトメールの送付

県内及び近県の障害者施設や介護保険施設に対し、宿泊利用を促すダイレクトメールを送付する。また、これまでの顧客リストを参考にダイレクトメールを送付し、団体客・

個人客の利用促進を図る。

(カ) マス・メディアを利用した広報

新聞広告・ラジオ広告や道の駅設置の情報誌等を活用した広報活動を実施する。

ウ 専門的サービスの提供

(ア) 入浴介助サービス

家族等の日頃の介護疲れを和らげるよう、介護福祉士や施設での入浴介助の経験がある職員が入浴介助することにより、利用者に安全で快適な入浴を提供する。

(イ) リハビリテーション相談会の開催

身体障害者のリハビリテーションを支援するため、作業療法士等による機能回復訓練に関する相談会を開催する。

(ウ) 福祉用具の提供

障害者が安心・快適に利用できるほか、介護の負担を軽減するため、障害に応じた福祉用具を提供する。

エ 食事提供の充実

(ア) 食事サービスの向上

安全・安心な食事の提供を基本に、季節に応じたメニューの見直しを行い、新メニューの開発や増し料理の充実、昼食メニューの充実に努め、豊富なメニューを提供するほか、地元産の旬の食材を積極的に活用し、特徴ある食事の提供に努める。

(イ) 利用者ニーズへの対応

障害者や高齢者など、様々なハンディを持つ方の個々のニーズに応じ、きざみ食や減塩食などの提供に努める。

(ウ) 栄養成分の表示

利用者の健康増進に寄与するため、メニューの栄養成分を表示する。

オ 障害者雇用及び就労訓練の実施

現在雇用している障害者の職場定着に努めるとともに、障害者の就労訓練の場として、障害者支援施設利用者や特別支援学校生の実習等を積極的に受け入れる。

さらに、障害者支援施設等の製品販売や役務の委託を行い、障害者の工賃向上に貢献する。

カ 衛生管理、防災管理の徹底

(ア) 衛生管理の徹底

- 食品、厨房設備の衛生管理の徹底による食中毒の防止
- 館内外の清掃の徹底による清潔で快適な環境の保持
- レジオネラ菌対策としての消毒、定期検査の実施

(イ) 防災管理の徹底

利用者の大半が障害者であることに配慮し、消防署等との連携を図り、事故防止の徹底に努め、利用者の安全を確保する。

- 火気取締りの徹底
- 総合防災訓練や施設設備の定期点検の実施
- 災害時に備えた非常用保存食の確保及び地域との協力体制の構築

キ 個人情報の適正な管理

利用者の個人情報は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生じないよう適正な管理に努める。

2 事業部

県民の「健康で生きがいのある生活の実現」を目指して、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることを目的に、県民の自主的な健康づくりを総合的に支援するとともに、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、各事業を行う。

また、利用者の個人情報については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、情報漏えいや不正が生じないよう適正な管理に努める。

(1) 事業企画課

事業部幹事課として、事業部4課の業務の総合的な調整等を行うとともに、指定管理者事業であるとちぎ生きがいづくりセンターの管理運営及び高齢者生きがいづくり支援事業を行う。

ア とちぎ生きがいづくりセンターの管理運営

とちぎ生きがいづくりセンターの指定管理者として栃木県シルバー大学校の運営を行うとともに、とちぎ生きがいづくりセンター-県南支所及び県北支所の管理運営を行う。

(ア) 栃木県シルバー大学校の運営

a 目的 高齢者の生きがいづくりの支援及び地域活動実践者の養成

b 内容

- 学習年限 2年間（10月入学）
- 学習内容 1年次基礎課程・2年次応用課程（専門学科選択）
- 授業時間 年間40日（160時間）
- 定員及び運営組織

中央校 320名 中央支所（宇都宮市）

南校 120名 県南支所（栃木市）

北校 120名 県北支所（矢板市） 定員 560名

- 経費 授業料 年額18,500円 資料代 年額2,050円

(イ) とちぎ生きがいきづくりセンター県南支所及び県北支所の管理運営

県民が利用しやすい施設となるよう十分配慮し、適切な維持管理を行う。

イ 高齢者生きがいきづくり支援事業

栃木県からの委託事業及び自主事業として、高齢者の生きがいきづくりや健康づくりを支援する次の事業を行う。

(ア) ねんりんピックとちぎ開催事業

高齢者を中心とした県民の生きがいと健康づくり、社会参加の促進、世代間交流等を図ることを目的とする「ねんりんピックとちぎ」の運営を県から受託し、実施する。(「ねんりんピックとちぎ」は、全国健康福祉祭への派遣選手選考の予選会を兼ねる。)

- 実施時期 平成27年5月16日(土)～6月7日(日)
- 開催地 宇都宮市、小山市、大田原市他
- 大会の主な内容
 - ・ スポーツ・文化交流大会(19種目)
 - ・ シルバー作品展(日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真)

(イ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣事業

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭への本県選手団の派遣事業を県から受託し、実施する。

- 大会名 第28回全国健康福祉祭やまぐち大会(ねんりんピックおいでませ!山口2015)
- 主催 厚生労働省、山口県、一般財団法人長寿社会開発センター
- 開催期日 平成27年10月17日(土)～20日(火)
- 開催場所 山口市他(13市6町)
- 派遣種目 20種目及び美術展
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ベタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道、グラウンド・ゴルフ、なぎなた、太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、水泳、ダンススポーツ、囲碁、将棋、健康マージャン
- 派遣人員 選手154名、役員9名

(ウ) 生きがい推進員運営事業

シルバー大学の在校生・卒業生等に「生きがい推進員」を委嘱し、地域活動への参加を促進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、積極的に活動できるよう体制づくりを推進する。

(エ) 介護支援専門員の試験及び研修事業

介護保険制度の中心的な担い手となる介護支援専門員の資格取得等に関して、都道府県が行う試験及び研修の実施機関として、栃木県から指定を受けて行う。

a 介護支援専門員実務研修受講試験事業

介護支援専門員実務研修受講希望者に対し、必要な専門知識を有しているかを確認するための試験を、指定実施機関として実施する。

- 実施時期 平成27年10月11日(日) 全国一斉
- 実施場所 宇都宮市内
- 受験者数 1,900人(見込み)

b 介護支援専門員実務研修等実施事業

介護支援専門員の資格取得及び資格更新や資質の向上を目的とした各種研修を指定実施機関として実施する。

- 介護支援専門員実務研修
- 介護支援専門員実務従事者基礎研修
- 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ
- 主任介護支援専門員研修
- 介護支援専門員更新研修(実務経験者・未経験者)
- 介護支援専門員再研修

(㊦) その他の事業

a 情報提供事業

情報誌「いきいきとちぎ」年4回発行

県、市町、福祉施設、医療機関、金融機関、社会福祉協議会、理髪店、賛助会員等に配布する。

b 賛助会員入会促進事業

高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援する事業の目的に賛同し、必要な援助を行う賛助会員を募集する。

(2) 健康づくり課

指定管理者事業である「とちぎ健康づくりセンターの管理運営事業」のうち、県民の自主的な健康づくりを推進するための事業を行うとともに、健康づくりに関する事業の普及啓発を行う。

特に、「とちぎ健康21プラン(2期計画)」や「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づいて設置された「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の目的に沿った事業を、関係機関・団体との連携協働の下に実施し、運動の一翼を担って行く。

ア 運動施設利用者に対する指導・相談事業の実施

運動施設の利用者個人の状況を把握し、安全で効果的な運動実践のための「施設利用講習」や「施設利用指導(集団指導を含む)」「体力測定に基づく運動実践メニューの提供」

などを実施する。

また、県民の自主的な健康づくりを総合的に支援するため運動習慣の動機づけや健康づくりに対する意識の向上につなげ、生活習慣の改善による生活習慣病の予防等を図ることを目的に、「運動・栄養・休養」の視点から様々な「健康づくり講座」や「健康づくり相談」を実施する。

イ 健康づくり事業の普及啓発

県内の市町、企業、各種団体が行う健康づくり活動に対し、講師派遣等による支援を実施する。

また、関係機関と連携し、施設利用者の運動実践データの分析等、健康増進に関する調査研究を行い、これらの取組により得られた結果を学会等へ報告を行うことにより、栃木県全体の健康増進に寄与する。

なお、上記事業の実施に当たっては、県民一人ひとりが生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる、豊かで活力のある「健康長寿とちぎ」の創造に寄与するために、次の5つの事項について重点的に取り組む。

- チーム体制での支援

健康課題の解決に向けて活動する保健師、健康的な食生活を指導する管理栄養士、安全で効果的な運動プログラムを提供する健康運動指導士等が、チーム体制で総合的に健康づくりを支援する。

- 各種運動講座、集団指導等による健康寿命の延伸への支援

「とちぎ健康21プラン」の4つの基本方向を達成し、健康寿命を延伸できるよう、様々なメニューを用意して健康づくりを支援する。

- 運動の習慣化への支援

体力測定と運動実践メニューの作成により運動に取り組む動機づけを高め、年間を通じた継続的・習慣的な運動実践を促進する。

- まちづくり支援

ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の整備を図るため、市町等に対する支援を通して、広域的に運動実践に取り組めるような社会環境の整備・ネットワーク構築に努める。

- 調査研究

健康づくり事業評価のために、施設利用者の運動実践データ等について調査分析し、今後の事業展開に生かしていく。

(3) 健康の森管理課

指定管理者事業である「とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンターの管理運営事業」のうち、とちぎ健康の森施設全体の維持管理を行うほか、とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンターに関する情報提供や広報活動、施設の利用・貸出に係る管理運営業務を行う。

ア とちぎ健康の森の維持管理業務

- (ア) とちぎ健康の森の建物施設及びウォーキングコース・庭園などが、地域に開かれた施設として広く県民に利用されるよう、安全・安心や快適さ、省資源・省エネルギー等に配慮しつつ、施設や設備の点検・修繕等、適切な維持管理を実施する。
- (イ) 施設の利用者及び入居者の安全確保のため、各入居団体、とちぎリハビリテーションセンター及びわかくさ特別支援学校との連携のもと、防火・防災・防犯対策、禁煙対策などを講じる。

イ 施設の貸出及び利用に関する業務

施設貸出業務の効率化のため、とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンター施設の利用者に対する貸出業務及びとちぎ健康づくりセンター運動施設の利用資格者に対する利用管理業務を一括して実施する。

なお、利用者サービスの向上のために、健康づくりに関する情報の発信及びアンケート等を通して施設に対する満足度の把握に努める。

また、より多くの県民にとちぎ健康の森を知ってもらうための広報活動を実施し、利用促進を図る。

(4) 就業促進課

高齢者が長年培った豊かな経験と知識・技能を生かし、働くことを通して社会活動に参加し、健康で生きがいをもった高齢期を送ることが求められている。

このため、高齢者の希望に応じた就業機会を確保し、提供するための普及啓発、研修、相談・指導等を実施する。

ア シルバー人材センター事業

イ シニアワークプログラム事業